



## そらいろ通信 8月

\* 社内に笑顔を咲かせましょう \*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



残暑お見舞い申し上げます。厳しい暑さが続きますが、いかがお過ごしでしょうか？

先日は息子の野球チームのキャンプへ日帰り同行。牧場へ着く前にゲリラ豪雨に会いましたが、なんと着く直前に雨があがり、一人ずつポニーに乗ったり、カブトムシと遊んだり、子ども達も喜んでくれたようです。

毎日があまりにも暑いので、今日は娘とプールで泳いできました。娘と往復回数を数えながら約 1 時間。水の中は本当に気持ちがいいですね…。



～夏期休業のお知らせ～

8月13日(木)～16日(日)まで  
夏期休業とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願い致します。

★健康保険料が都道府県ごとに変わります★



協会けんぽ（政府管掌健康保険）の保険料率が、各都道府県ごとに異なります。

現在は全国一律で8.2%ですが、9月分の保険料から、大阪 8.22%、兵庫 8.2%、京都 8.19%、和歌山 8.21% に変わります。

これは、会社（本社）の所在地によって適用され、社員ごとに異なるわけではありません。

合わせて 9 月分から厚生年金保険料率が現在の 15.35% から 15.704% 上がります。

## ★これで完璧！8月の事務★



### ☆賞与からの健保・厚生年金保険料の徴収と賞与支払届の提出☆

社会保険の被保険者については、健康保険 41/1,000 介護保険 5.95/1,000 厚生年金保険 76.75/1,000 雇用保険（一般）4/1,000（建設）5/1,000 の保険料をそれぞれ徴収します。健康保険・厚生年金保険については、支給日から5日以内に「賞与支払届」を作成し提出します。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

7月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、8月10日までに納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

7月分の社会保険料・児童手当拠出金を 8月31日までに納付。

### ☆6月決算法人の確定申告と納税☆

6月決算法人の確定申告と納税、12月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 8月中の決算応答日までです。

## ★求人情報で重視する点は？★

パート・アルバイトに、次の勤務先を探すとすれば求人情報で「どのような点を重視するか？」とたずねたところ（複数回答）、上位4位をみると、

- ①勤務時間や勤務日数に関すること（89.5%）
- ②仕事内容に関すること（77.7%）
- ③給与に関すること（72.3%）
- ④交通の利便性（68.6%）

（出所 21年版パートタイマー白書）

この4項目は他の項目を大きく引き離しているということで、関心度の高い項目だといえます。求人を出すときに、これらの項目を中心に分かりやすい情報を見せることができれば、応募者の目に留まる、ということにもなりますね。

## 残業代、正しく計算できていますか？

A. 来年 4 月から労働基準法の改正により、一定の時間を超える残業については割増率が引き上げられます（中小企業には猶予措置があります）。いま一度、正しい計算方法を確認しておきましょう。

パート・アルバイトは時給者が多いですが、社員については、ほとんどの会社で月給制の給与でしょう。まず残業代の計算をする前提として最も大切なのが、その人の“時間単価”です。月給者は「時間単価＝月給額÷1 ヶ月の月平均所定労働時間数」で算出します。月の所定労働時間数ですが、カレンダーなどにより実際の勤務日数は毎月少しずつ変わりますので、1 年間の所定労働時間を求めて 12 ヶ月で割り、1 ヶ月の平均的な所定労働時間を出します。

$(365 \text{ 日} - 1 \text{ 年間の休日数}) \div 12 \text{ ヶ月} = 1 \text{ ヶ月の所定労働日数} \cdots \textcircled{1}$

1 日の所定労働時間数 ×  $\textcircled{1}$  = 月平均所定労働時間数

月ごとに勤務カレンダーなどで所定労働時間と日数を定めている場合は、その数字を使います。

次に、上の計算式にある月給額ですが、通常支払われる賃金すべてのことですので、基本給はもちろん手当も含みます。ただし、次の手当は除外してもよいことになっています。

・家族手当・子供の教育手当・通勤手当・単身赴任者への別居手当・住宅手当・賞与  
逆に言えば、上記以外の手当は、すべて計算に含めないといけないということになります。こうして求めた時間単価に 1 円未満の端数が出る場合（大多数が出ると思います）、四捨五入して構いません。一律切上げはもちろん OK です。

割増賃金率ですが、 $\textcircled{1}$ 時間外労働 25%  $\textcircled{2}$ 法定休日労働 35%  $\textcircled{3}$ 深夜労働 25% です。ここで確認しておきたいのが、 $\textcircled{1}$ 割増が必要なのは、“法定”労働時間を超えた場合ですので、例えば 7 時間が所定の会社であれば、所定の 7 時間を超え 8 時間までは割増にする必要はない、ということです。同じく $\textcircled{2}$ の休日も、“法定”休日ですから、完全週休 2 日制の場合、1 日休日出勤をさせても週 1 日の休みが確保できれば $\textcircled{2}$ の休日割増は必要なく、週 40 時間を超えた部分について $\textcircled{1}$ の時間外割増を支払えば足りります。深夜労働ですが、これは夜の 10 時～翌朝 5 時までの時間帯に勤務をした場合に割増にします。

そして残業時間数ですが、カウントする際、1 日単位で 15 分未満を切り捨てなどすることは認められません。ただし、毎日の残業時間数を 1 ヶ月分合計したものについて 30 分未満切り捨て、30 分以上を 1 時間に切り上げる処理は構いません。

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

